

自動車運転中の「ながらスマホ」根絶に向けた実効的対策強化を求める意見書

自動車運転中にスマートフォン等を使用する、いわゆる「ながらスマホ」は、運転者視線と意識を道路からそらし、歩行者や他の車両の発見を著しく遅らせる極めて危険な行為である。

本年3月、三重県内の新名神高速道路において大型貨物自動車が渋滞車列に追突し、本市に居住する一家5人を含む6人が亡くなる痛ましい事故が発生した。関連報道では、運転者が事故当時スマートフォンを見ていた旨を供述しているとされている。

個別事件の刑事責任については今後の司法判断に委ねられるものであるが、本市は、かけがえのない市民の命が一瞬にして奪われるという深い悲しみに直面している。

国は、令和元年12月に施行された改正道路交通法により、運転中の携帯電話使用等に対する罰則及び行政処分を大幅に強化した。その後、携帯電話等の使用が要因となった死亡・重傷事故は一旦大きく減少したものの、令和3年以降は再び増加し、令和7年には148件と、厳罰化前の水準を上回っている。

また、携帯電話等を使用していた場合の死亡事故率は、使用していない場合の約3.4倍とされている。

現在、国においては、広報啓発、交通安全教育及び交通指導取締りが進められているが、「ながらスマホ」は外部からの発見が容易ではなく、従来の現認を中心とした取締りだけでは限界がある。海外では、AI等を活用して運転者のスマートフォン使用を検知し、最終的に担当職員が違反の有無を確認する取締りが実施され、違反率の低下につながった事例も報告されている。

また、長時間又は反復継続してスマートフォンの画面を注視する行為は、偶発的な一瞬の脇見とは異なり、運転に必要な注意を自らの意思で継続的に放棄するものである。こうした悪質かつ危険な行為について、現在の刑事処分及び行政処分が、その危険性と責任を十分に反映したものとなっているか、改めて検証する必要がある。

よって、国においては、自動車運転中の「ながらスマホ」を根絶するため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 令和元年に実施された携帯電話使用等に対する罰則及び行政処分の強化について、その後の事故件数、違反件数、再犯状況、刑事処分及び行政処分等を総合的に検証し、その結果を公表するとともに、死亡・重傷事故の削減に向けた数値目標を設定すること。
- 2 高速道路及び重大事故が多発する道路等において、A I 等を活用したスマートフォン使用検知カメラの実証事業を国の責任において実施し、導入効果、費用対効果及び課題を検証すること。
その際、最終的な違反認定を人が行うこと、違反の疑いがない画像を速やかに消去すること、保存期間及び利用目的を限定することなど、個人情報及びプライバシーの保護に万全を期すこと。
- 3 スマートフォン等を長時間又は反復継続して注視する行為、違反を繰り返す行為及びその結果として人を死亡又は重傷に至らせた行為について、現在の刑事罰及び運転免許に係る行政処分が、その危険性及び悪質性に見合ったものとなっているか検証し、危険運転致死傷罪を含む関係法令上の位置付け及び累犯者への処分の在り方について検討した上で、必要な法整備を行うこと。
- 4 ドライバーモニタリングシステムの新型車等への搭載義務化を着実に進めるとともに、既に使用されている自動車についても、後付け可能なドライバーモニタリング装置等の導入支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月30日

袋井市議会議長 佐野 武 次

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

文部科学大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

国家公安委員会委員長 様